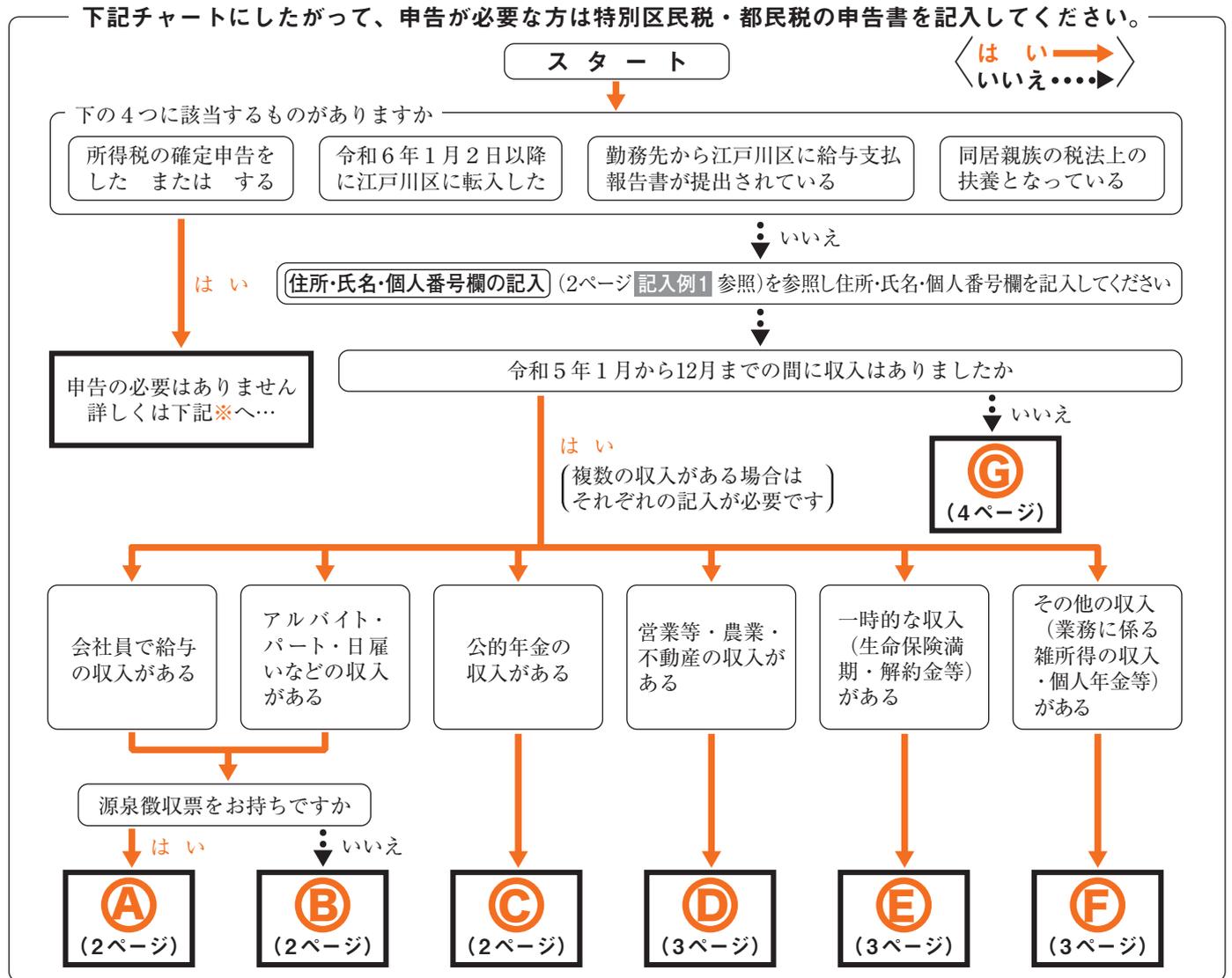


***** 令和6年度 *****
特別区民税・都民税申告の手引き

申告書の提出は
3月15日
 までです。



令和5年1月から12月までの所得が申告の対象となります。
 前年中に他の区市町村から江戸川区に転入された方には、これまでの申告内容が不明なため申告書をお送りしました。



※ **特別区民税・都民税の申告の必要がない方**

- ☆ **税務署に所得税の確定申告をした方 (する方)**
 特別区民税・都民税の申告は必要ありません。8ページ **税務署からのご案内** をご覧ください。
- ☆ **令和6年1月2日以降に江戸川区に転入した方**
 前住所の区市町村で今回 (令和6年度) の申告と納税をしてください。
- ☆ **勤務先から江戸川区に給与支払報告書が提出されている方**
 会社員で給与の収入がある方、アルバイト・パート・日雇いなどの収入がある方で、勤務先から江戸川区に給与支払報告書が提出されている方は、特別区民税・都民税の申告の必要はありません。(不明な場合は、勤務先に問い合わせてください。)
- ☆ **同居している親族の方の税法上の扶養となっている方**
 特別区民税・都民税の申告は必要ありません。配偶者の扶養となっている方は、4ページ **同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)** について もご覧ください。
 ※ ただし、所得額の記載がある課税証明書の発行が必要となる方は、特別区民税・都民税の申告をする必要があります。

申告書の記入について

住所・氏名・個人番号欄の記入 **必ず記入してください。**

- ☆住所 上段に令和6年1月1日現在の住所が記載されています。下段に現在の住所を記入してください。
※ アパート、マンション名と室番も記入してください。
- ☆氏名 必ず自署してください。電話番号・職業を記入してください。
- ☆個人番号 あなたの個人番号（以下、「マイナンバー」という。）を記入してください。
申告書を提出される際には、番号確認書類および本人確認書類が必要となります。番号確認書類および本人確認書類については、別紙「特別区民税・都民税申告のご案内」2ページをご覧ください。

申告書表面 記入例 1

令和6年度特別区民税・都民税申告書		整理番号	-	-	-
1月1日の住所	江戸川区 中央1-4-1 コーポ課税201	※ 資料番号（記入しないでください。）			※ 記入しないでください。
現在の住所	江戸川区船堀4-1-1	電話番号	自宅・勤務先・携帯 ○○○○ △△△△		
(フリガナ)	エドガワ タロウ	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 30年 10月 10日		職業
氏名	江戸川 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		アルバイト

申告書表面 記入例 2

① 所得金額

所得の種類	(a) 収入	(b) 必要経費	(c) 専従者控除・特別控除
事業専従者 給与 (070)	⑦ 1,200,000	← 年間の収入額を記入してください。	
公的年金 (110)	① 600,000	← 年間の受給額を記入してください。 (障害年金・遺族年金は左の欄には記入せず裏面⑥-U欄に記入してください。)	
雑 業 務 (083)		(必要経費)	
その他 (081)		(必要経費)	
営業等 (010)		(必要経費)	(専従者控除)
農 業 (020)		(必要経費)	(専従者控除)
不動産 (040)		(必要経費)	(専従者控除)
(該当に○) 利子・配当・一時総合所得 (長期・短期)		(必要経費)	(特別控除)

※ 営業等、農業、不動産所得を有する方で専従者控除を受ける場合は、裏面⑩を記入してください。

A 「給与所得の源泉徴収票」がある方 (令和5年分の源泉徴収票が必要です。)

- ☆ 控除に変更のない方は、「源泉徴収票」を申告書と一緒に同封し郵送してください。
- ☆ 控除に変更のある方は5ページからの「所得から差し引かれる金額(所得控除)について」を参考に控除内容を申告書に記入の上、「源泉徴収票」を申告書と一緒に同封し郵送してください。
- ※ 源泉徴収票はコピー可。申告書には貼らずにご提出ください。

申告書裏面 記入例 3

③ 給与収入明細書 (令和5年中に給与収入があった方で源泉徴収票がない場合)

月	収入金額	社会保険料	月	収入金額	社会保険料
1	0円	0円	7	100,000円	2,000円
2	80,000	2,000	8	100,000	2,000
3	80,000	2,000	9	100,000	2,000
4	80,000	2,000	10	100,000	2,000
5	80,000	2,000	11	100,000	2,000
6	80,000	2,000	12	100,000	2,000
賞与	0	0	賞与	200,000	2,000
合 計	(年 収) 1,200,000				24,000

日給 5,000円 × 月平均稼働日数 日収 20日 = 100,000円 × 年間稼働月数 11 か月

勤務先名称(支払者名)等 ○○商店

法人番号又は所在地(住所) 葛飾区 ◆◆1-2-3

就職年月日 令和5年 2月 5日

電話 ○○○○-△△△△ 退職年月日 年 月 日

※ 申告後、収入を修正する場合は源泉徴収票等の資料が必要となります。

B 「給与所得の源泉徴収票」がない方

- ☆ 申告書裏面の③給与収入明細書(記入例3参照)に年収の明細を記入し、その合計を申告書表面①所得金額の給与⑦(記入例2参照)に記入してください。記入後は、「所得から差し引かれる金額(所得控除)について」へ⇒5ページ

C 公的年金・恩給による収入があった方

- ☆ 65歳以上で公的年金の収入が155万円以下の方および「公的年金等の源泉徴収票」に申告すべき控除がすべて記載されている方は、特別区民税・都民税の申告は不要です。
上記以外の方で各種控除を追加される方については、各種控除の記載に加え、厚生労働大臣(日本年金機構)等から送付された「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている「支払金額」を申告書表面①所得金額の公的年金①欄(記入例2参照)に記入してください。(2箇所以上の場合には合計額を記入。)なお、「公的年金等の源泉徴収票」はそのまま申告書と一緒に同封してください。(コピー可)
- ※ 公的年金の種類には、国民年金、厚生年金、共済年金、各種年金基金、確定拠出年金法の老齢給付金、恩給(普通恩給)等があります。
- ※ 障害年金・遺族年金・遺族恩給(扶助料)は非課税となりますので、申告書の表面には記入せず裏面の⑥令和5年中に収入・所得がなかった月がある方の記入欄(4ページ記入例6参照)の「ウ」に○を記入してください。

記入後は、「所得から差し引かれる金額(所得控除)について」へ⇒5ページ

- ☆ 公的年金の収入が400万円を超える方、もしくは公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方は、税務署への確定申告が必要ですので、各税務署にお問い合わせください。(8ページ(税務署からのご案内)参照)

D 営業等・農業・不動産の収入があった方

☆ 営業等、農業、不動産で所得(収入-必要経費)のあった方は原則、税務署への確定申告をしてください。

(8ページ「税務署からのご案内」参照。)

☆ 確定申告が不要な方は、収支内訳書の添付または申告書裏面⑦営業等・農業・不動産の所得計算書(記入例4参照)に収入金額、必要経費の内訳の記入が必要です。所得の種類は該当するものに○を記入してください。その合計額を申告書表面①所得金額(2ページ「記入例2」参照)の該当する所得の種類(欄(a)収入・(b)必要経費)に記入します。

☆ 専従者給与の申告をする場合は、申告書裏面⑩専従者控除に関する事項(記入例5参照)を記入し、その合計額を申告書表面①所得金額(2ページ「記入例2」参照)の該当する所得の種類(欄(c)専従者控除)に記入します。

※ 必要経費は事業所得を得るための、租税公課、商品の原価、種苗代等の費用です。

事業に関連しないもの(所得税、住民税、住居用家賃、自家用自動車保険等)は含まれません。

※ (a)収入・(b)必要経費に計上した金額のわかる書類を、申告書と一緒に同封してください。(コピー可)

記入後は、「所得から差し引かれる金額(所得控除)について」へ⇒5ページ

※ 所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

※ 帳簿を提出していただく場合もあります。

申告書裏面

記入例4

⑦営業等・農業・不動産の所得計算書

支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等		中央1-4-1
種目	金額	
収入金額	売上金額(家賃収入)	1,500,000 円
	(a) 収入合計	1,500,000
必要経費	売上原価	
	租税公課	40,000
	水道光熱費	
	修繕費	880,000
	給与・賃金	
	家賃・地代	
	消耗品費	100,000
費	旅費・通信費	
	(b) 経費合計	1,020,000
(a)-(b) 所得金額		480,000

⑩専従者控除に関する事項

申告書裏面

記入例5

専従者氏名	個人番号	生年月日	続柄	住所	専従者給与(控除)額
江戸川 百合子	234567890123	昭和53.5.5	子	江戸川区中央1-4-1 コーポ課税201	500,000 円
					円

※ 専従者のマイナンバーを個人番号欄に記入してください。

E 一時的な収入があった方

金額によっては、税務署への確定申告が必要な場合がありますので各税務署へお問い合わせください。

(8ページ「税務署からのご案内」参照。)

☆ 生命保険契約や損害保険契約等に基づく一時金・満期返戻金や解約による保険金などの収入があった方(保険料の支払い者が受取人として支払いを受けた場合)は記入してください。

☆ 申告書表面①所得金額の欄(記入例2参照)の所得の種類(一時)に○をして、次のように記入してください。

(a) 収入：受取った保険金等の金額を記入してください。

(b) 必要経費：掛け金の総額等を記入してください。

(c) 特別控除額：500,000((a)-(b)が500,000円以下の場合は、その金額)

注意 (a)収入・(b)必要経費がわかる書類を、申告書と一緒に同封してください。(コピー可)

記入後は、「所得から差し引かれる金額(所得控除)について」へ⇒5ページ

F その他の収入があった方

金額によっては、税務署への確定申告が必要な場合がありますので各税務署へお問い合わせください。

(8ページ「税務署からのご案内」参照。)

業務に係る雑所得の収入・生命保険契約等の年金の収入等があった方

☆ 業務に係る雑所得の収入は申告書表面①所得金額(2ページ「記入例2」参照)の雑・業務の欄に、個人年金等の収入(生命保険・損害保険契約に基づく年金など)は雑・その他の欄に記入してください。業務に係る雑所得の収入とは副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの(原稿料・印税や講演料、シルバー人材センターの配分金、シェアリング・エコノミー(ネットオークション等を利用した個人取引や食料品の配達等)など)をいいます。

※ (a)収入・(b)必要経費のわかる書類を、申告書と一緒に同封してください。(コピー可)

※ 必要経費とは、原稿用紙代・資料代・仕入代金・通信費・生命保険や損害保険契約の掛け金等です。

※ シルバー人材センターの配分金は(a)収入欄に記入し、支払証明書を同封してください。(コピー可)

※ 令和4年分以降の所得税において、業務に係る雑所得を有する場合で、その年の前々々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える方は、業務に関する領収書など(現金預金取引等関係書類)を保存しなければならないこととされています。

記入後は、「所得から差し引かれる金額(所得控除)について」へ⇒5ページ

配当・総合譲渡の収入があった方

- ☆ 配当…上場株式等以外の株式の配当(令和5年中に支払いを受けたもの) ※上場株式分は原則、申告不要です。
申告書表面①所得金額の所得の種類(配当)に○を記入して総合課税分の収入金額を記入、申告書裏面⑫配当所得に関する事項を記入してください。住民税が5%特別徴収されている上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等を申告する場合には、所得税との課税方式を一致(所得税で選択した課税方式を住民税でも適用)させる必要がありますので、税務署へ確定申告をしてください。
- ☆ 総合譲渡…土地・建物以外の資産の譲渡による収入。(土地・建物は税務署への申告が必要となります。)
短期→所有期間が5年以下のもの。長期→所有期間が5年を超えるもの。
申告書表面①所得金額の総合譲渡(長期・短期)のどちらかに○を記入して、収入(譲渡金額)・必要経費(購入費用等)を記入し内訳書等を同封してください。(コピー可)
- 記入後は、「所得から差し引かれる金額(所得控除)について」へ⇒5ページ

G 収入・所得がなかった月がある方

- ☆ 令和5年中どのようにして生活費をまかなっていたかについて、具体的に申告書裏面⑥令和5年中に収入・所得がなかった月がある方の記入欄(記入例6参照)に記入してください。
年の途中で就職や退職をした方は、働いていなかった期間の状況を記入してください。
扶養家族がいる場合は申告書表面⑨配偶者(特別)控除・同一生計配偶者・扶養控除・障害者控除の欄(7ページ 記入例8参照)に扶養家族のお名前を記入してください。
- ☆ 非課税所得のみの方
申告書裏面⑥の「ウ」(記入例6参照)に○を記入の上、該当の非課税所得にも○を記入してください。
(障害年金・遺族年金・遺族恩給(扶助料)は、申告書表面①所得金額の「公的年金⑦」には記入しないでください。)
児童育成手当・重度心身障害者手当・心身障害者福祉手当等は、その他雑所得(課税所得)ですので、申告書表面①所得金額(2ページ 記入例2参照)の雑・その他の欄に記入してください。

※ 該当する箇所のみ、○を記入してください。

⑥令和5年中に収入・所得がなかった月がある方の記入欄

申告書裏面

記入例6

<p>所得がなかった月がある方でも、後日、 ・後期高齢者医療 ・就学援助 ・国民健康保険 ・国民年金 ・各種手当等の資格審査などの基礎資料や、非課税証明書の発行などに必要となりますので、右の欄のア～オの該当するものに○をして記入してください。</p>	<p>ア 右記の方から扶養・援助又は仕送りを受けていた。</p> <p>氏名 <u>江戸川 一郎</u> 続柄 <u>父</u></p> <p>同居 <u>別居</u> (住所: <u>江戸川区中央1-4-1</u>) 電話 <u>0000-△△△△</u></p>
	<p>イ 生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。</p> <p>①現在も受けている。 受給期間 年 月 日から ② 年 月 日まで受けていた。</p>
	<p>ウ 非課税所得があった。(障害年金 遺族年金・遺族恩給(扶助料)・児童扶養手当・特別障害者手当・雇用保険(失業保険)・労災保険・育児休業給付金等)</p>
	<p>エ 預貯金又は借入金で生活していた。</p>
	<p>オ その他 上記ア～エに該当しない方は、どのようにして生活費をまかなっていたか、具体的に記入してください。</p>

合計所得金額が1,000万円を超える方の配偶者について

配偶者の合計所得金額が48万円以下であり、納税義務者と生計を一にする場合、その配偶者は「同一生計配偶者」に該当します。納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合については、配偶者控除の適用はありませんが、実際に配偶者の方を扶養しているということを「同一生計配偶者」として申告することが可能(7ページ 記入例8の ---> 参照)です。

この申告をしない場合、配偶者の方は未申告状態となり、課税証明書の発行ができなくなりますので、ご注意ください。また、配偶者ご自身が所得額の記載がある課税証明書の発行を必要とする場合は、配偶者が特別区民税・都民税の申告をする必要があります。

※確定申告をされる方は、確定申告書の「配偶者や親族に関する事項」において申告することが可能です。
※納税義務者がふるさと納税ワンストップ特例制度適用対象者の場合で、同一生計配偶者の申告をする場合は、寄附金税額控除を含めて確定申告が必要です。

所得から差し引かれる金額 (所得控除) について

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族に、下記の支払いがあれば所得控除が受けられます。申告書表面②所得から差し引かれる金額 (記入例7 参照) の該当するところを記入してください。

		申告書表面				記入例7		
【あ】→	(証明書) 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金	心身障害者扶養共済掛金	確定拠出年金掛金	小規640	支払った掛金の合計		
		840,000			⑫	840,000		
【い】→	(国民年金は証明書) 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料	社保630	支払った保険料の合計	
		国民健康保険	86,700	介護保険料	17,520	⑬	109,200	
【う】→	(明細書等) 医療費控除	源泉徴収票に記載の社会保険料の額					差引負担額(d)-(e)	
		4,980				⑭	120,000	
【え】→	(証明書) 生命保険料控除	契約内容	区分	支払った保険料	区分	支払った保険料	支払った保険料の合計	
		旧	平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	一般	30,000	一般		旧一般生命保険料額計 旧生保653 ⑮ 30,000
			個人年金	80,000	個人年金		旧個人年金保険料額計 旧年金651 ⑯ 80,000	
		新	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等	一般	50,000	一般	50,000	新一般生命保険料額計 新生保654 ⑰ 100,000
個人年金				個人年金		新個人年金保険料額計 新年金652 ⑱		
【お】→	(証明書) 地震保険料控除	区分	保険会社名	支払った保険料	支払った地震保険料額計	地震802 ⑲	60,000	
		火災海上	○×火災海上	60,000				
【か】→	寡婦控除	配偶者と(該当に○) (死別) (離別) (生死不明)	(該当のとき○)	ひとり親控除	配偶者がおらず、生計を一にする子がいる。(□に✓し⑨に記入)	(該当のとき○)		
		(該当日 年 月 日)	寡婦			ひとり親		
【き】→	(証明書等) 本人障害者	精神障害2級(期限令和6年12月31日まで)	(該当のとき○)	(証明書等) 勤労学生控除	令和5年12月31日現在、申告者本人が通学している学校名	(該当のとき○)		
		身体障害 級・知的障害(愛の手帳等) その他()	⑳ 特障 ㉑ 普障			勤労学生		

※ 雑損控除・寄附金税額控除のある方は、裏面の⑨に記入し、「申告の手引き」に記載の証明書・領収書等を添付してください。

【あ】	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金として支払った金額の全額 (第一種共済掛金および心身障害者扶養共済掛金および確定拠出年金法に基づく年金加入者掛金が該当します。) 証明書が必要です。	
【い】	社会保険料控除	国民年金保険料等 (証明書が必要)、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、または給与から差し引かれた社会保険料の全額 (保険料を年金から差し引かれている場合、対象は申告者本人の分に限りです。)	
【う】	医療費控除	○通常の医療費控除…医療費を支払った場合に受けられます。 明細書が必要です。(明細書の「医療費通知に記載された事項」に記入した場合、医療費通知も必要です。) [控除額] = [前年中支払った医療費 - 保険など補てんされる金額] - [10万円または総所得金額等の5%のどちらか少ない方] (控除額の限度額は200万円です。)	
		○セルフメディケーション税制…あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っており、かつ、あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族が特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に受けられます。 明細書が必要です。 [控除額] = [前年中支払った特定一般用医薬品等購入費 - 保険など補てんされる金額] - [12,000円] (控除額の限度額は88,000円です。)	
【え】	生命保険料控除	▶ 申告書には (d) 前年中支払った金額、(e) 保険など補てんされる金額を記入してください。セルフメディケーション税制を選択する場合はチェックをしてください。 ※ 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除はどちらか一方のみ適用となります。 ※ 領収書の添付による申告はできません。 ※ セルフメディケーション税制を選択する方は、明細書を江戸川区ホームページよりダウンロードしていただくか、江戸川区総務部課税課までお問い合わせください。	
		○平成23年12月31日以前に契約締結した保険契約等 (旧契約) に係る控除 一般の生命保険料、個人年金保険料を支払った場合に受けられます。 証明書が必要です。 ※ それぞれの適用限度額は35,000円、合計適用限度額は70,000円です。	
		支払った保険料 (A)	控除額
		15,000円まで	(A)の全額
		15,000円超 40,000円まで	(A)×1/2 + 7,500円
		40,000円超 70,000円まで	(A)×1/4 + 17,500円
70,000円超	一律35,000円		
○平成24年1月1日以後に契約締結した保険契約等 (新契約) に係る控除 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合に受けられます。 証明書が必要です。 ※ それぞれの適用限度額は28,000円、合計適用限度額は70,000円です。			
支払った保険料 (B)	控除額		
12,000円まで	(B)の全額		
12,000円超 32,000円まで	(B)×1/2 + 6,000円		
32,000円超 56,000円まで	(B)×1/4 + 14,000円		
56,000円超	一律28,000円		

生命保険料控除	<p>一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除においては、新契約での控除額と旧契約での控除額を合計することができますが、この場合の各控除額の適用限度額は28,000円です。 なお、合計後の一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除に加え、介護医療保険料控除があり、控除額合計が70,000円を超えた場合でも、合計適用限度額は70,000円です。</p> <p>▶申告書の該当する欄に支払った保険料を記入してください。</p>																									
【お】地震保険料控除	<p>○地震保険料・・・特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合。(控除上限額25,000円) 証明書が必要です。</p> <p>○旧長期損害保険料・・・平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等で、保険期間又は共済期間が10年以上であり満期返戻金等のあるもの。(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除きます。また、平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものに限り。控除上限額10,000円) 証明書が必要です。</p> <p>※ 地震保険と旧長期損害保険の双方を支払っている場合:控除額(限度額25,000円)=地震の控除額+旧長期の控除額 ただし、1つの保険契約について地震保険料と旧長期損害保険料の双方に該当する場合は、「地震保険料分の控除」または「旧長期損害保険料分の控除」のどちらか一方しか控除は受けられません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払った保険料額(A)</th> <th>地震保険料の控除額</th> <th>区分</th> <th>支払った保険料額(A)</th> <th>旧長期損害保険料の控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td>50,000円まで</td> <td>(A)×1/2</td> <td rowspan="2">旧長期</td> <td>5,000円まで</td> <td>(A)の全額</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>25,000円</td> <td>5,000円超15,000円まで</td> <td>(A)×1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15,000円を超える場合</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>▶申告書には前年中に支払った保険会社名、保険料額を該当する区分に記入してください。</p>				区分	支払った保険料額(A)	地震保険料の控除額	区分	支払った保険料額(A)	旧長期損害保険料の控除額	地震	50,000円まで	(A)×1/2	旧長期	5,000円まで	(A)の全額	50,000円を超える場合	25,000円	5,000円超15,000円まで	(A)×1/2 + 2,500円				15,000円を超える場合	10,000円	
区分	支払った保険料額(A)	地震保険料の控除額	区分	支払った保険料額(A)	旧長期損害保険料の控除額																					
地震	50,000円まで	(A)×1/2	旧長期	5,000円まで	(A)の全額																					
	50,000円を超える場合	25,000円		5,000円超15,000円まで	(A)×1/2 + 2,500円																					
			15,000円を超える場合	10,000円																						
【か】寡婦・ひとり親控除	<p>○寡婦・・・下記のどちらかに該当し、共通要件を満たす場合に受けられます。 ・子以外の扶養親族がいる場合で、夫と離別もしくは死別し婚姻していない場合、または夫が生死不明の場合 ・扶養親族がいない場合は、夫と死別または夫が生死不明の場合</p> <p>○ひとり親・・・婚姻歴や性別にかかわらず現に婚姻をしていない人または配偶者が生死不明の場合で、生計を一にする子(他の人の扶養でなく、総所得金額等が48万円以下)がいて、共通要件を満たす場合に受けられます。</p> <p>共通要件・・・(1) 合計所得金額が500万円以下である。 (2) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない。</p>		<p>26万円</p> <p>30万円</p>																							
【き】障害者控除	<p>あなたやあなたが扶養している人が、障害者である場合受けられます。等級のわかる各種手帳を提示してください。郵送の場合、手帳の等級が記載されたページのコピーを同封してください。 ▶あなたについては、申告書表面②の最下段、本人障害者の欄に該当する障害の区分を○で囲み、障害の程度(等級)を記入してください。また、あなたが扶養している人については申告書表面③配偶者(特別)控除・同一生計配偶者・扶養控除・障害者控除(7ページ記入例8参照)に記入してください。配偶者・扶養親族の方が同居の特別障害の場合、控除額にそれぞれ23万円が加算されます。</p>			<p>普通障害 26万円 特別障害 30万円</p>																						
【く】勤労学生控除	<p>あなたが前年12月31日現在学校に通学していれば受けられます。学校名等を記入してください。なお、合計所得金額が75万円以下で勤労によらない所得(配当等)が10万円以下でなければ受けられません。対象者は、申告者本人です。学生証等が必要です。 ※ 通学している学校が勤労学生控除を受けられるかどうかは、学校の窓口で確認してください。</p>			<p>26万円</p>																						
所得金額調整控除	<p>(1) 子ども・特別障害者等を有する場合、または(2) 給与所得と年金所得の双方を有する場合、控除が受けられます。 (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ、下記のいずれかに該当する場合 ・あなたが特別障害者である場合 ・23歳未満の扶養親族を有する場合 ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合 [控除額] = [給与等の収入金額 - 850万円] × 10% (控除額の限度額は15万円です。) ※ 該当する方について配偶者控除、扶養控除または特別障害者控除を適用する場合、申告書表面③配偶者(特別)控除・同一生計配偶者・扶養控除・障害者控除(7ページ記入例8参照)に記入してください。配偶者控除、扶養控除または特別障害者控除を適用しない場合、申告書表面④所得金額調整控除に関する事項に記入してください。 (2) 給与所得及び年金所得の双方を有し、双方の金額の合計が10万円を超える場合 [控除額] = [給与所得※] + [年金所得※] - 10万円 ※ それぞれ10万円を超える場合は10万円とする</p>																									
基礎控除	<p>納税義務者本人の合計所得金額に応じた控除。 (記入の必要はありません。)</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円まで</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円まで</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円を超える場合</td> <td>適用無し</td> </tr> </tbody> </table>			合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円まで	29万円	2,450万円超2,500万円まで	15万円	2,500万円を超える場合	適用無し											
合計所得金額	控除額																									
2,400万円以下	43万円																									
2,400万円超2,450万円まで	29万円																									
2,450万円超2,500万円まで	15万円																									
2,500万円を超える場合	適用無し																									
雑損控除	<p>災害や盗難などで損害(補てん金を除く。扶養親族等が受けた損害も含む。)があれば受けられます。損害を受けたこと、修繕費、補てん金がわかる各書類が必要です(例、罹災証明+修繕費の領収書)。申告書裏面⑨雑損控除・寄附金税額控除の明細に記入してください。</p>																									

※ 寄附金税額控除を申告する場合は、申告書裏面⑨**雑損控除・寄附金税額控除の明細**に記入してください。**証明書、領収書等が必要です。**

※ ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方がこの特別区民税・都民税申告書を提出する場合、ワンストップ特例申請は無効となります。そのため、⑨**雑損控除・寄附金税額控除の明細**には前年中に行った寄附金について、ふるさと納税も含めてすべて記入してください。

扶養している配偶者・親族がいる方

申告書表面

記入例 8

③ 配偶者（特別）控除・同一生計配偶者・扶養控除・障害者控除（扶養するご家族の方が障害者控除を受ける場合は、次の「障害」欄を記入の上、障害者手帳の写し等の添付をお願いします。）

氏名	個人番号	続柄	生年月日	同居・別居	障害	同一生計	給与収入		公的年金収入	
							円	円	円	円
江戸川 花子	456789012345	配偶者	明・大平 34年5月5日	同・別	精・身知・他	同	780,000			
小岩 とめ	567890123456	母	明・大・昭平・令 3年10月10日	同・別	精・身知・他					
江戸川 春樹	678901234567	子	明・大・昭平・令 14年3月3日	同・別	精・身知・他	1				
江戸川 夏美	789012345678	子	明・大・昭平・令 18年8月8日	同・別	精・身知・他					
			明・大・昭平・令 年 月 日	同・別	精・身知・他					
			明・大・昭平・令 年 月 日	同・別	精・身知・他					

(注) 配偶者又は扶養親族が別居の場合は、その方の住所及び国外居住者である場合は区分を裏面の⑩に記入してください。

(注) 以下の区分に応じて該当するところに○を記入してください。
精神障害 → 精 身体障害 → 身
知的障害 → 知 上記以外 → 他

☆ 配偶者控除…あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下(※)、かつ、令和5年12月31日現在あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円（給与収入のみで103万円）以下の場合に受けられます。申告書表面③配偶者の欄に妻もしくは夫の氏名、マイナンバー、生年月日、同・別居、障害の区分と級、前年中の収入等について記入してください。控除額は最大33万円です。（70歳以上の配偶者は最大38万円）

※ あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超え、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、「同一」を○で囲んだ上で、妻もしくは夫の氏名、マイナンバー、生年月日、同・別居、障害の区分と級、前年中の収入等を記入してください。（配偶者控除はありませんが障害者控除の適用、非課税判定等に影響しますので必ずご記入ください。）

☆ 扶養控除…令和5年12月31日現在、あなたと生計を一にする16歳以上（平成20年1月1日以前生まれ）の親族の合計所得金額が48万円（給与収入のみで103万円）以下の場合に受けられます。申告書表面③扶養親族の欄に子・親・兄弟姉妹等の氏名、マイナンバー、続柄、生年月日、同・別居、障害の区分と級を記入してください。

なお、扶養親族が16歳未満（平成20年1月2日以降生まれ）の場合も申告書表面③扶養親族の欄に氏名、マイナンバー、続柄、生年月日、同・別居、障害の区分と級を記入してください。（扶養控除はありませんが障害者控除の適用、非課税判定等に影響しますので必ずご記入ください。）

- ※ 配偶者・扶養親族の方が障害者に該当される場合、等級がわかる各種手帳をコピーし申告書に同封してください。
- ※ 配偶者・扶養親族の方と別居の場合は申告書裏面⑩別居している扶養親族等の住所の欄に記入してください。また、別居している方が国外にいる場合、生計が一であることを証明する書類（送金証明等）や家族証明（外国人の方等のみ）が必要になり、その方が30歳以上70歳未満の場合、配偶者を除き、以下のいずれかに該当し、それを証する書類（留学ビザ等書類や38万円以上の送金証明）が必要になります。なお、証明書等がない場合は、扶養親族として認められません。扶養親族欄に書ききれない被扶養者がいる場合も、裏面に記入してください。《30歳以上70歳未満の国外居住親族に係る扶養控除対象者》
 - ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
 - ・障害者
 - ・扶養控除を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方
- ※ 配偶者、扶養親族のマイナンバーを記入した場合は、記入したマイナンバーが正しいことをあなたが確認してください。配偶者、扶養親族の番号確認書類（マイナンバーカード等）を同封、提示する必要はありません。

特定扶養	平成13年1月2日から平成17年1月1日生まれ	控除額45万円
老人扶養	昭和29年1月1日以前生まれ	〳 38万円
同居老親等	上記の老人扶養のうち、あなたか配偶者の直系尊属で同居している場合	〳 45万円
その他扶養	上記以外の扶養親族（16歳未満を除く。）	〳 33万円

所得金額調整控除について

☆ 所得金額調整控除…適用要件等については、6ページ 所得金額調整控除 を参照してください。
6ページ 所得金額調整控除 (1) に該当する配偶者・扶養親族のうち、③に記載していない扶養親族がいる場合、申告書表面④対象者の欄にその扶養親族の方の氏名、マイナンバー、続柄、生年月日、同・別居、障害の区分と級を記入してください。

配偶者の所得が少ない方

☆ 配偶者特別控除…あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者自身がこの控除の適用を受けていない場合に限り受けられます。申告書表面③配偶者の欄（記入例8参照）に妻もしくは夫の氏名、生年月日、前年中の収入等について記入してください。（配偶者の収入が給与収入のみの場合、収入で1,030,001円から2,015,999円までが該当します。）

提出前に確認を！

申告書の提出前に記入内容と添付書類の確認をお願いします。

- 所得・控除の証明書は「令和5年1月から12月の支払分」ですか。
- 配偶者控除、扶養控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除の記入もれはありませんか。控除の申告を忘れたことで前年より税額が増える場合があります。
- (医療費控除がある方) 医療費控除の明細書を作成、添付をしていますか。
領収書の添付では医療費控除を受けられません。
- その他必要書類は添付をしていますか。

ご注意ください

収入がなくても申告が必要な場合があります。

☆ 区の行政サービス（国民健康保険、介護保険、各種手当など）を受けている方は申告をしてください。

納税通知書の発送について

普通徴収分（ご自分で年4回で納めていただく方）の特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書は、6月中旬にお送りします。

非課税の方には、特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書をお送りしていませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ

江戸川区総務部課税課 電話 03(5662)1008・1009(直通)

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e014/kurashi/zeikin/juminzei/index.html>



税務署からのご案内 (確定申告をする方は特別区民税・都民税の申告は必要ありません。)

◎ 確定申告が必要な方

- 1 事業所得や不動産所得などがある方（納税額のある方）
- 2 給与所得がある方で、次のいずれかに該当する方
 - (1) 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - (2) 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
(住民税は20万円以下でも申告が必要です。)
 - (3) 給与を2か所以上から受けている方

3 公的年金等の収入がある方で納税額のある方

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、確定申告は必要ありません。(住民税の申告は必要です。)

※ 上記に当てはまらない場合であっても確定申告書の提出が必要な場合があります。

また、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

◎ ご自宅からのe-Taxのご案内

確定申告書の作成は、スマホ・パソコンから送信できるe-Taxが便利です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム



確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

確定申告 動画



- ◎ 問い合わせ 江戸川北税務署 (管轄は江戸川区内の区民課管内・小松川・小岩・東部・鹿骨の各事務所管内)
〒132-8668 江戸川区平井1-16-11 電話(3683)4281
- 江戸川南税務署 (管轄は江戸川区内の葛西事務所管内)
〒134-8567 江戸川区清新町2-3-13 電話(5658)9311

- ◎ 事業税の申告をする必要のある方は、中央都税事務所 事業税課までお問い合わせください。
〒104-8558 中央区新富2-6-1 電話(3553)2157(直通)